

第15回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年8月30日(木) 午後1時30分から午後2時05分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆
10番 杉本 峯一 11番 吉田 靖志
12番 椿 新二 14番 高山 重人
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 9番 岩間 勇市
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第6 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名です。定足数に達しておりますので、これから第15回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、16番伊藤委員と1番天水委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第14回の総会以降の諸般について、報告いたします。

- ・山麓地区農業委員協議会研修会
- ・育苗施設運営委員会
- ・地方連農業員会連合会役員会

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

初めに、NO1からNO2について、上程いたします。

担当調査員から順次、調査の報告をお願いします。

12番
(椿委員)

NO1の案件ですけども、8月23日に担当委員とともに現地に行っただけです。

すでに、木が生えておりまして、公簿地目が畑になっておりますが、畑としては使い物にならないという状態でございます。場所については、〇〇上り口、右に入っていく道路がありますが、ちょうど〇〇線と〇〇線の間、低い所にずっと入っていきまして

奥の方に、位置的に〇〇の向いになります。

13番
(西元委員)

NO2の〇〇さんの土地でございますけども、先週3人の委員と現地確認してまいりました。

〇〇番の方、公簿地目が田ですけども、一部に倉庫がかかっておりますし、砂利等がひかれていて農地としてみるのは非常に困難ということで、農地以外ということになりました。〇〇番の畑ですが、一部木が生えていますが、一部家庭菜園として利用されているので、局長へ確認したところ、家庭菜園は農地から外しても良いということで、農地から外すと確認してきました。場所は、〇〇さんの住宅の裏の一団地となります

事務局
(谷口局長)

私の方から、西元委員の説明を補足させていただきます。家庭菜園であろうということで、図を見るとおり住宅の裏に畑という地目の土地がありますが、農地法の農地とは、農業に従事する者が耕作の目的に供される土地となっております。農業委員会の農地地目に関しましては、現況で判断すると、営利目的ではない、家庭菜園、蘭越町では結構あると思いますが、家庭菜園であれば、営利目的ではありませんので、農業従事者が耕作する土地には含まれない、農地ではないという判断がされますので、補足させていただきます。

議長

これから質疑にはいります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO6について、一括、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画

の可否について、議決を求める。平成30年8月30日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年9月6日から平成35年2月5日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。契約更新であり、営農が困難であるため農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年9月6日から平成35年2月5日までの5年間です。価格は総額で、〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。契約更新であり、営農が困難であるため農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年12月1日、対価の支払期限は平成30年11月末日です。価格は総額で、〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年10月1日、対価の支払期限は平成30年9月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん外〇名、土地は〇〇〇番地〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年10月1日、対価の支払期限は平成30年9月末日です。価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年10月1日、対価の支払期限は平成30年9月末日です。価格は総額で、〇〇〇円、10a

当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇〇氏の規模拡大のため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1～NO6について、順次担当委員の補足説明を願います。

16番 (伊藤委員)

NO1とNO2の件です。内容については事務局説明のとおりです。

NO1〇〇さんについて、町道〇〇〇線の淵ですが、そこに〇〇さんの畑・水田がありますが、500m位奥の方に入った場所になります。NO2、〇〇さんについて、〇〇さんの自宅の裏にある所と農道挟んで向かい側にある所です。それと林道、山に登っていく道路がありますが、その両サイドにある場所にあります。以上です。よろしくお願いします。

13番 (西元委員)

NO3とNO4に関してご説明させていただきます。

NO3の〇〇さんと〇〇さんの件について、内容は事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇〇線の〇〇〇からちょっと〇〇より、〇〇川の方に向かう道路・町道がございます、その町道の両サイドに位置する農地でございます。

NO4の〇〇さんと〇〇さんの件について、内容は事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇家の踏切ではなくて、反対側のもう一個、〇〇に踏切がありますが、〇〇さんの住宅がある踏切があり、その踏切から〇〇の函館の方に向かう道路とほとんど並行した〇〇を函館の方に向かった奥になります。この町道と線路に挟まれた所にある一団地でございます。多少値段が安くなっておりますけども、数年前から遊休農地として見ていた土地でございます。今回〇〇さんが近くに隣接する農地を持っておりまして、ゆくゆくは、基盤整備をして自分の農地として大きく耕作したいということで今回こういう形になりました。よろしくお願いいたします。

5番
(向山委員)

NO5とNO6について説明させていただきます。

NO5〇〇さんについて、場所は元の〇〇さん家ですが、〇〇さんというのは〇〇さんの〇〇〇であります。この方が代表になっていますが、今回、家も処分したいということで、農地に関しては〇〇さんと決まりました。

それと〇〇さんの件ですが、場所は〇〇の〇〇から北側の方向の道路があり、その道路を上がって行った上の交差点、〇〇さんのところの斜め向いでございます。内容についてはNO5、NO6事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたしますします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番
(近藤委員)

NO1とNO2の畑の賃貸料が〇〇〇円ということですが、〇〇〇円というのは今まであまりなかったですが、その辺かなり条件が悪いか、何か理由があって〇〇〇円なのかその辺をお聞きしたい。

事務局
(谷口局長)

以前、〇〇〇が元々借りていた農地です。それを今回耕作する人が変わるということで、元々〇〇〇円でした。過去の書類も探してみましたが、手元になくて、ただ、その農地については耕作する条件が非常に悪いということで確認をしておりますので、非常に悪いということが理由で過去に〇〇〇円という価格設定をされて、農業委員会の中で認められて、契約が成立しているという経過でございます。今回は農業者が変わるということで更新、貸す人に見たら更新的部分がありますので、そのまま引き続き〇〇〇円で両者合意したという経緯です。あくまでも農地の条件が非常に悪いということでご理解いただければと思います。

13番
(西元委員)

NO5の件ですが、〇〇〇はどの程度の規模の〇〇〇記憶にないんですが、今回、約〇町〇反購入されて、農地として維持できるのかなと、ちょっと不安に思ったものですから、お聞きしました。

事務局
(谷口局長)

〇〇さんについては、〇〇ということで、〇〇さんについては、前にも〇〇〇を作付して営農しているということで、〇〇さんについては、もともと〇町〇反、〇〇〇の農地を借りて営農してまして、今回〇町〇反増えて、〇町〇反になります。8月23日に就農計画の変更の認定会議がありまして、経営適期な規模に対し

て営農が可能かどうか、また〇〇〇については、おおむね〇〇〇万前後の所得が目標年度である5年後、この方については目標年度が32年になるのですが、32年までに〇〇〇を作付して、〇〇〇の販売まで行くと経営累計ですが、いずれにいたしましても、就農計画の認定会議の中でこれは、打倒な計画であるということで変更が認められておりますので、所得年〇〇〇万円、その数字もシミュレーションの中でも出ております。作付作物については、〇〇〇がその内〇反、アスパラガスが〇反、ブロッコリーが〇反、ブロッコリーを輪作しますので、輪作部分の緑肥が〇反、管理部分を含めると〇町〇反の面積になるということになっております。いずれにいたしましても、認定会議の中で議論されて、変更が認められているということで、ご理解願えればと思っております。以上です。

議 長 他に質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。
本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第2号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第6、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 事務局から報告願います。

事務局 (福岡係長) 報告第1号
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、平成30年8月30日提出。蘭越町農業委員長名。

平成30年8月7日付けで、〇〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。以上です。

議 長 その他の報告について事務局から願います。

事務局
(福岡係長)

その他の報告について、7月総会時に岩間委員より質問がありました「排水ポンプ車の費用等」について、防災担当へ確認しましたので、ご報告させていただきます。

排水ポンプ車の費用は、全額、町が支払います。費用は、人件費、燃料費等です。今回の7月の大雨の際には、2台、3か所、三浦樋門（名駒）、原田樋門（冷水）、小林樋門（栄橋）にて総額で504,000円かかっております。費用の一部は、特別交付税として財源措置される予定です。

内水氾濫等が起こり、排水が必要な際には、町防災担当に要請してもらい、町から開発の蘭越分庁舎へお願いすることになります。出動基準はなく、担当から町長へ報告し、内部で状況を十分検討し、最終的に町長が判断する形となります。

排水ポンプ車は、蘭越分庁舎に2台、今金に2台、千歳に2台、札幌にも数台あるとのこと。内水氾濫の状況は逐次、役場に寄せられ、要請があれば、即時判断し、出動要請することとしていて、基準に合わないからと見合わせるということは難しい状況ですが、ただし、人命、家屋への床下床上浸水など被害の大きさなどは考慮されるものと考えます、という回答をいただいておりますので、ご報告させていただきます

以上のおりでありますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

事務局
(谷口局長)

2点目です。新規就農者、研修農場で研修中の〇〇さんがおられますが、以前、総会の中で〇〇さんの農地について良い所があれば、情報をお寄せいただきたいと言っておりましたが、この度、〇〇さんの農地が決まりまして、〇〇〇さんのちょっと下に〇〇〇さんの農地があります。そこの道路を上に向かかって下から上がって行くと、道路を挟んで右側の農地、田んぼですが、〇反〇畝〇歩ほどありまして、そこにほぼ決まりましたので、本人の希望によって、売買で取得をして来年春から営農をしたいということで、両者合意してほぼ決まっておりますので、報告をさせていただきます。予定では、就農計画の変更をしまして認定後、9月農業委員会の総会に上程させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

3点目です。地方連の役員会が先日開催されまして、黒松内の井川会長が退任された後継に、岩内町の長谷川会長が副会長になるということで、今後の臨時総会等で決まる予定であります。

それから、道内の地方連の毎年やっている視察研修ですが今年
は、11月1日から2日、改めて文書が届きますので、皆さんに
文書にてご連絡差し上げますが、この地方連の視察研修につい
ては、今回、農地専門委員会の方に行っていただきたいと思
います。振興農政については道外研修に行きますので、農地
専門委員会の皆さんに参加をしていただきたいと思
いますので、後程、文書が届いたらご案内差し上げます。

地方連の地区別農業委員研修会、去年は赤井川に皆さんで行
ったと思いますが、この研修会については、11月26日に予
定しております。場所については京極町公民館ということで、
もう日程を押さえているようでありますので、いずれにしま
しても案内があり次第、皆さんに案内を差し上げたいと思
いますので、よろしくお願ひいたします。

4点目です。今日、総会終了後、農作物の作柄視察を予定し
ております。あいにくの雨模様ですが、行きたいと思
いますので、総会終了後、玄関の方にバスが来る予定
ですので、用意していただきます。作柄視察終わって
から、大変時間も押してしまうと思
いますが、振興農政の専門委員会を、またこの場
所で開きたいと思
いますので、振興農政の方についてはよろしくお願ひ
いたします。

最後に、次回の総会は9月25日の火曜日午前8時から開
催したいと思
いますので、よろしくお願ひいたします。私からは以上
です。

議 長 ただいま、局長の方から報告がありましたが、この件について
皆様から何かご質問はございませんか。

全委員 特にありません。

議 長 以上で、報告を終わります。
以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて
終了いたしました。

これにて第15回農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時05分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩